

医療法人 梅原病院 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
2. 目標と取組内容

目標：職員1人当たりの月平均残業時間を20時間以内とする

取組内容：令和4年4月～ 定時退社の呼びかけをする
令和4年6月～ 各部署ごとの平均時間外の目標を設定し徹底する
令和5年4月～ 業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う

医療法人梅原病院 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～ 令和 9年 3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の職員及び育児休業から復職した職員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 5年 10月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和 6年 4月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、朝礼などによる職員への周知

目標2：小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を推進する。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 6年 4月～ 制度の導入、朝礼などによる職員への周知

目標3：年次有給休暇の非正規職員を含めた全職員に対して取得推進を図る。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 6年 4月～ 全職員が取得しやすい方法の策定、朝礼などによる職員への周知